捨印 （売払人）	捨印 （買受人）

物　品　売　払　契　約　書

1	売払物品名	
2	受渡場所	
3	受渡期限	
4	受渡方法	
5	契約金額	
6	納付期限	
7	契約保証金	

売払人と買受人は、おのおの対等な立場における合意に基づいて、上記事項及び裏面記載の約款の条項により物品売払契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和　年　月　日

売払人	所在地	宮崎県小林市細野300番地
	商号又は名称	小林市
	代表者職氏名	㊞
買受人	所在地	
	建物等	
	商号又は名称	
	代表者職氏名	㊞

物品売払契約約款

（総則）
第１条　売払人及び買受人は、物品売払契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、日本国の法令を遵守し、契約を履行しなければならない。
（権利義務の譲渡等の制限）
第２条　買受人は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面による売払人の承諾を得た場合はこの限りではない。
（契約金額に含むもの）
第３条　物品の引き取りに要する計量、運搬、器具その他一切の費用は、買受人の負担とする。
（計量）
第４条　買受人は、売払人の指示があった場合は、買受物品の計量を、公認の計量証明事業所に備えられた軽量器又は売払人の指示した方法で、売払人と買受人両者の立ち会いのもとに行うものとする。
（引取期限の延長）
第５条　買受人は、天災地変その他の不可抗力により、物品を引取期限までに引き取ることができないときは、売払人に対して、遅滞なく、その理由を明らかにした書面を提出し、引取期限の延長を求めることができる。
２　売払人は、前項の書面の提出があったときは、その事実を審査し、正当な理由があると認めるときは、買受人と協議のうえして引取期限の延長日数を定めるものとする。
（買受代金の納付）
第６条　買受人は、買受代金を、売払人の定める方法により、その定められた納期限までに収めなければならない。
２　売払人が、あらかじめ数回に亘り分割して物品を引き渡すこととした場合は、買受人は売払人の推定した重量、または確定した重量に対する買受代金を物品の代金として、売払人の指示により一括して、またはその都度納入しなければならない。
３　物品計量によって確定した重量と、売払人の推定した重量との間に差異を生じた場合は、売払人は、買受人に対して、契約単価に確定した数量を乗じて得た金額により追徴若しくは還付をするものとする。
（所有権の移転、引き取り）
第７条　売買物件の所有権は、買受人が売買代金を完納し、売払人の指定する書類を提出した時に、売払人から買受人に移転するものとする。
２　買受人は、買受代金を納付した後でなければ、物品を引き取ることができない。
３　所有権の移転、引き取りの手続きについては、買受人が行わなければならない。
（受領書等の提出）
第８条　買受人は、買受物品の引き取り後、すみやかに売払人に受領書を提出しなければならない。
２　車両の売却の場合においては、買受人は遅滞なく移転登録手続きを行い、自動車検査証の写しを売払人に提出しなければならない。
（契約不適合責任）
第９条　売払人は、引き渡された物品の品質、種類に関し、一切の担保責任を負わない。
（保管換え）
第10条　買受人が、引取期限までに物品の引き取りを完了しないときは、売払人は、これを他の場所に移動し、又は保管を委託することができる。この場合に要した費用は、買受人の負担とする。
（談合等不正行為に対する措置）
第11条　買受人は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約代金額の100分の20に相当する額を損害賠償金として売払人の指定する期間内に支払わなければならない。
(1)　買受人又は買受人を構成事業者とする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第２条第２項の事業者団体（以下「買受人等」という。）が、この契約について独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反したとして、買受人等に対する独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第51条第２項の規定により取り消されたときを含む。）。
(2)　前号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令（独占禁止法第51条第２項の規定により取り消されたものを含む。次号において同じ。）により、買受人等が、この契約について独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされたとき。
(3)　確定した排除措置命令又は納付命令により、買受人等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合（この契約が示された場合を除く。）において、当該期間にこの契約の入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、この契約が当該取引分野に該当するものであるとき。
(4)　買受人（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の３又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。
２　前項の規定は、この契約による業務が完了した後においても同様とする。
(売払人の解除権)
第12条　売払人は、この契約に関して、買受人が前条第１項に該当する場合は、この契約を解除することができる。
第12条の２　売払人は、小林警察署長からの通報又は回答により、買受人が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）（以下、「防止法」という。）第２条第２号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
(1)　防止法第２条第６号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）
(2)　法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
(3)　暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用している者
(4)　契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結している者
(5)　暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与しているとき。
(6)　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもつて暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
(7)　暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している者
(8)　本項に定める者の依頼を受けて入札（見積、せり売りを含む。）に参加しようとする者
２　宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第13条第１項又は第２項の規定に違反したと認められたとき。
３　買受人が、この契約に関して、資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第１項又は第２項のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
４　買受人が、この契約に関して、第１項又は第２項のいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第３項に該当する場合を除く。）に、売払人が買受人に対して当該契約の解除を求め、買受人がこれに従わなかったとき。
５　前各項の規定により、売払人が契約を解除した場合においては、買受人は、契約代金額（第25条の規定により売払人が引渡しを受けた物品があるときは、これに相応する契約代金額を控除した額とする。）の100分の１０に相当する額を違約金として売払人の指定する期間内に支払わなければならない。
（暴力団等からの不当介入の排除）
第13条　買受人は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく売払人に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。
２　買受人は、前項の不当介入を受けたことにより、引取期限に遅れが生じると認められた場合は、売払人と引取期限に関する協議を行わなければならない。その結果、引取期限に遅れが生じると認められた場合は、第５条の規定により、売払人に引取期限延長の請求を行うものとする。
３　買受人は、契約の履行に当たって暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合には、その旨を直ちに売払人に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
４　買受人は、前項の被害により引取期限に遅れが生じるおそれがある場合は、売払人と引取期限に関する協議を行わなければならない。その結果、引取期限に遅れが生じると認められたときは、第５条の規定により、売払人に引取期限延長の請求を行うものとする。
（補則）
第14条　この約款に定めのない事項については、小林市財務規則（平成18年 小林市規則第64号）の定めるところによるほか、この契約書に定める条項その他について疑義が生じた場合には、売払人と買受人とが協議して定める。
（裁判管轄）
第15条　売払人買受人の紛争については、宮崎地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。